

(仮称) 新大田区観光振興プラン策定委員会設置要綱

平成 30 年 7 月 18 日  
30 観観発第 10426 号区長決定

(設置)

第 1 条 大田区の観光行政が目指すべき方向性・ビジョンを円滑に審議するため、(仮称) 新大田区観光振興プラン策定委員会 (以下「委員会」という。) を設置する。

(所管事項)

第 2 条 委員会は、観光行政が目指すべき方向性・ビジョンについて、次の事項を審議し、その結果を区長に報告する。

- (1) 大田区における観光行政の方向性・将来像
- (2) 前号の方向性等を実現するためのプラン策定のあり方
- (3) 具体的な事業手法、事業内容等の課題検討並びに施策の方向性及び事業推進に関わる役割分担
- (4) その他観光行政のあり方を審議するに当たり必要な事項

(構成)

第 3 条 委員会は、次に掲げる者のうちから、区長が委嘱し、又は任命する 11 人以内の委員をもって構成する。

- (1) 自治会・町会関係者
- (2) 観光・産業関係者
- (3) 有識者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、平成 31 年 3 月 31 日までとする。

(委員長)

第 5 条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指定する委員がその職務を代理する。

(招集及び会議)

第 6 条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聞き、又は資料の提出を求めることができる。

(報償費)

第7条 委員に対する報償費は、予算の範囲内で次に掲げるとおりとする。

(1) 委員長 日額 22,000円

(2) 委員 日額 15,000円

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、観光・国際都市部観光課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

付 則

この要綱は、決定の日から施行する。